

平成19年西東京市教育委員会第1回臨時会会議録

- 1 日 時 平成19年2月13日(火)
開会 午前10時00分 閉会 午前11時16分
- 2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 角 田 富美子
委 員 大 後 みき子
委 員 宮 田 清 蔵
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 学 校 教 育 部 長 村 野 正 男
学校教育部参与兼教育庶務課長 二 谷 保 夫
学校教育部主幹(教育庶務課) 小 野 隆
学校教育部副参与兼学務課長 富 田 和 明
学校教育部副参与兼指導課長 大 町 洋
統 括 指 導 主 事 中 村 豊
学校教育部副参与兼教育相談課長 長 澤 和 子
生 涯 学 習 部 長 名 古 屋 幸 男
社 会 教 育 課 長 宮 寺 勝 美
ス ポ - ツ 振 興 課 長 東 原 隆
保 谷 公 民 館 長 相 原 昇
中 央 図 書 館 長 小 池 博
- 6 事務局 教育庶務課庶務係長 白 井 清 美
教育庶務課庶務係主任 後 藤 幸 男
- 7 傍聴人 0人

平成19年西東京市教育委員会第1回臨時会議事日程

日 時 平成19年2月13日(火) 午前10時～

会 場 西東京市防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第2号 平成19年度西東京市立小・中学校の校長及び副校長人事の内申について
- 第3 議案第3号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例(申出)
- 第4 議案第4号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(申出)
- 第5 報告事項 (1) 教員に関する処分について
- 第6 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成19年第1回臨時会
(2月13日)

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成19年西東京市教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2の前にお諮りいたします。日程第2 議案第2号 平成19年度西東京市立小・中学校の校長及び副校長人事の内申について、は、人事に関する議案ですので、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会としたいと思っております。報告事項(1)教員に関する処分について、も、同じく人事にかかわる報告でございますので、秘密会としたいと思っております。審議の順番といたしましては、日程第6 その他、が終了した後に秘密会として、ただいまの2件を審議したいと思っております。

お諮りいたします。日程第2 議案第2号 平成19年度西東京市立小・中学校の校長及び副校長人事の内申について、及び日程第5 報告事項(1)教員に関する処分について、は日程第6 その他、が終了した後に秘密会とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 御異議なしと認めます。よって、日程第2 議案第2号 平成19年度西東京市立小・中学校の校長及び副校長人事の内申について、及び日程第5 報告事項(1)教員に関する処分について、は秘密会として日程第6 その他、が終了した後に審議することといたします。

竹尾委員長 日程第3 議案第3号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例(申出)、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第3号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例(申出)、についての提案理由を御説明申し上げます。

この条例につきましては、地域開放型の中学校として西東京市立青嵐中学校が建て替えられることによりまして、社会教育その他の公共のために、市立学校の施設を使用する場合の青嵐中学校の学校施設の使用料の適正化を図るために、条例を一部改正するものでございます。詳細につきましては、後ほど事務局から説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

宮寺社会教育課長 それでは、西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例(申出)、について御説明いたします。

まず最初に、西東京市立学校施設使用条例全体の趣旨につきまして御説明いたします。学校施設は基本的には義務教育施設ではございますが、学校教育に支障がないときは社会教育、その他公共のために学校施設を使用することができることになっております。社会教育などのために学校施設を使用する場合についての必要事項を定めているものが、この条例でございます。

今回の条例改正の内容といたしましては、新たに地域開放型の学校として建て替えられて

おります西東京市立青嵐中学校の施設を、社会教育などのために使用するとき、けやき小学校同様使用料を徴収しようというものでございます。青嵐中学校の施設の使用料の適正化につきましては、平成18年8月22日の教育委員会において、西東京市使用料等審議会に対する諮問議案の可決を受けまして、使用料等審議会に10月17日に諮問をいたしたところでございます。使用料等審議会からは、審議の結果、10月19日付で妥当であるとの答申を受け、10月24日の教育委員会にその報告をいたしたものでございます。本件につきましては、3月に開かれます第1回市議会定例会に条例として提案をしたいということで、申出をするものでございます。

それでは、お手元でございます新旧対照表により御説明いたします。紙面右側が改正前の規定、左側が改正後の規定となっております。今回の改正では、別表第2に係る学校名が改正前では、けやき小だけであったため表の欄外にございましたが、青嵐中学校が新たに加わったため、表の形式を改め、学校名の欄を新たに設けたものでございます。内容的には、けやき小学校の各施設については、従前のおりの使用料を御負担いただき、青嵐中学校の各施設の使用料を新たに御負担いただくものでございます。青嵐中学校の具体的な使用料については、市内の在住者の場合、体育館を使用するときは1時間につき500円、武道場、多目的室1を使用するときは1室につき300円、会議室、特別教室を使用するときは1室につき100円とし、市外の人や企業等が従業員のために使用する時などは、体育館につきましては1時間につき1,000円、武道場、多目的室1は1室につき700円、会議室、特別教室は1室につき500円、校庭につきましては500円の御負担をいただくというものでございます。

今回の改正の施行につきましては、周知期間等を考慮いたしまして平成19年6月1日からとなりますが、青嵐中学校の施設の使用料については、平成19年7月1日以降の使用分からの適用となるものでございます。以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 「会議室 特別教室」とありますが、特別教室というのは特別教室という教室があるんですか。それとも、どんなお部屋のことをいうんですか。

宮寺社会教育課長 調理室とか美術室とか、そういうものを総括して特別教室ということで考えております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第3号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第4号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第4号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（申出）、の提案理由について御説明申し上げます。

この条例につきましては、1点目といたしましては、地方自治法の改正により、「助役及び収入役」の名称が「副市長」となるための文言整理でございます。2点目といたしましては、スポーツ施設使用料の適正化を図るため、別表の改正をいたすものでございます。このことによりまして西東京市スポーツ施設施行規則の一部を改正する必要があるため、本定例会に提案するものでございます。詳細につきましては、事務局より説明いたさせます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

竹尾委員長 ちょっと休憩します。

午 前 1 0 時 1 0 分 休 憩

午 前 1 0 時 1 0 分 再 開

竹尾委員長 再開します。

宮崎教育長 それでは、訂正させていただきます。

西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する必要があるため、本定例会に提案するものでございます。詳細につきましては、事務局より説明いたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

東原スポーツ振興課長 それでは、教育長に補足して説明させていただきます。議案第4号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（申出）、について説明いたします。

まず、新旧対照表の方を御覧いただきながら、お願いいたします。1ページですけれども、西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の主な内容につきまして、1点目といたしまして、第16条、欠格事由にございます助役及び収入役の名称について、地方自治法の改正がございましたので副市長となるため、文言の整理をいたします。

次に、第2点目といたしまして、スポーツ施設使用料の改正でございます。屋内施設につきましては、平成17年12月27日の教育委員会において、西東京市使用料等審議会に対する諮問議案の可決を受けて当使用料等審議会に18年1月31日に諮問し、平成18年3月10日に答申を受け、3月28日の教育委員会にその御報告をいたしましたものでございます。また、屋外施設につきましては、平成18年2月27日の教育委員会において、西東京市使用料等審議会に対する諮問議案の可決を受け、当使用料等審議会に平成18年3月10日に諮問いたしまして、18年4月11日にその答申を受け、4月25日の教育委員会にその御報告をいたしましたものでございます。これら体育施設の使用料の見直しにつきまして、19年3月議会に条例提案をしていくため、今回、申出を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、無料施設の有料化と、既に有料となっている施設の使用料の適正化を図るものでございます。詳細につきましては、既に使用料等審議会の諮問及び答申時に説明しておりますので省略させていただきますけれども、お手元にある新旧対照表につきまして簡単に御説明をさせていただきます。

右側が改正前、左側が改正後となっております。まず、表の中でございますけれども、下線が引いてある部分が今回の改正料金となっております。初めに、スポーツセンターでは、一番上の段でございますけれども、第1体育室で全面を使用した場合、今までの1区分5,0

00円が改正後の方では7,600円となります。

また、2ページ目の総合体育館につきましては、1区分4,200円、6,000円のところをすべての区分で6,400円というふうに統一させていただいております。

次に、3ページから4ページにかけてでございますけれども、こちらの方はグラウンドの関係になります。こちらの部分については、ほとんど大半の部分が今まで無料施設ということで運営させていただいておりますけれども、今回の改正により、現在の有料施設とのバランスをとるために、近隣自治体の関係とか類似施設等を考慮いたしまして有料化を図ることにいたしました。また、現在有料となっている施設につきましては、改正後の使用料がおおむね1.5倍程度となるようにいたしております。

今回の改正につきましては、条例案につきましては平成19年4月1日からとなりますけれども、使用料の改正につきましては、周知期間等を十分にとる必要から一定期間を経てからと考えておりますので、19年12月1日使用時からの適用というふうにさせていただきたいと思っております。以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第4号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 次に、日程第6 その他、を議題といたします。教育委員会全般について何か御質問等がございますでしょうか。

宮田委員 2月1日発行の「西東京の教育」こういう一般の 何でもいいわけですね。読ませていただきましたが、この「いじめは絶対許さない」というのは、いじめられている者がいじめと感じたものはすべていじめであるという、従来の教育長がおっしゃっていることですね。非常に明確に言っておられて、西東京市で独自の観点があるということが市民にわかるのではないかというもので、これは大変いいことではないかというふうに思っております。

それで、あと、さらに、一般市民ですからこの程度でも私は十分だと思うんですが、学校の父母とか、それから、教育の現場でいじめがあるところとないところ、この前も申し上げましたけれども、全般的に少ないんですが、それでも比較的多いところとほとんどないところがあったわけでありまして、そのないところがどうしてないのか。認識がないからないということは、今はもうないと私は信じておりますので、やっぱり何らかの工夫をなさっているということで、そういう工夫の交換を是非やるということ、教育委員会はいつもそういうことをチェックしているといいますが、ちゃんと見ているんだということが現場でわかると、ますます、いじめというものが少なくなるんじゃないかというふうに思いますので、そういう点を情報交換するから教えてほしいというようなことを、時々文書で校長さんあてに

出されるというようなことが、さらに西東京市からいじめを少なくするという方向につながるんじゃないかと思いますので、是非こういふことで引き続き努力をお願いしたいと思います。

竹尾委員長 宮田委員の御意見なんですが。

村野学校教育部長 御意見として承りたいと思いますが、校長会等を毎月実施しておりますので、ただいまの御意見は貴重な御意見でございますので、校長会等で徹底させたいと思います。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

宮田委員 はい。

竹尾委員長 ほかにございますか。このことについて指導課長の方から何かありますか。

大町指導課長 今、部長が述べたように、校長会等でも周知していきますけれども、現在では毎月1回、生活指導主任会というのが開かれていまして、この中で各校の状況や工夫のある取り組み、そういったものを交換し合って、お互いに生かせるところは生かすという努力もしております。また、養護教諭等もいじめ等の発見には大きな役割がありますので、そういった部会の中でも必ず話題にして、自分の学校の特色のある取り組みについて交換するようにしております。以上でございます。

宮田委員 議題じゃないのにすみません。是非それを我々にも教えていただきたいです。いい情報がありましたらお願いいたします。

竹尾委員長 ただいま要望がございましたが、よろしくお願いをしたいと思います。ほかに質疑はございませんか。

角田委員 研究発表会に何回か参加させていただきましたが、数年前に比べまして非常に参加者が多くなってきているということで、非常に教育に関する関心が強くなってきているんだなということが1点。それから、保護者の参加が多いということで、本当に地域の人たちと一緒に学校が取り組んでいってらっしゃるということが、非常によく市民にも伝わってきているんじゃないかということで、是非こういったことはこういう「西東京の教育」とか市報等々にいろんな感想等をどんどん載せていただきたいなと思っています。本当にありがとうございます。

竹尾委員長 ただいまの角田委員の御提案というか御意見について、事務方から何かお答えすることはございますか。

中村統括指導主事 お褒めいただきまして、ありがとうございます。今後もやはり、地域の方も保護者も当然なんですけれども、家庭、地域、学校が連携して実践するという大きな柱として取り組んでまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

大後委員 今話題になったことなんですが、その研究発表会が大変盛んで成果が上がっていて、大変心強く思いました。

それで、ちょっと両方の委員の御発言にも関係するかなと思うんですけど、教職員やら地域の方やら保護者の方やら参加対象が多方面にわたっていますので、専門的なものから、かなり取り組みやすいものまで、範囲がすごく広いなという感じがいつもします。先日、そ

の一つの感想というのをあるところで見かけたんですが、大変取り組みやすい、わかりやすいように寸劇を取り入れて、大変先生方も熱心に寸劇というんでしょうかしら、テーマをうまく盛り込んでいらしたんですが、それについてちょっと緊張感を欠いたみたいな感想があって、いろいろな見方があるんだなと思ったんです。確かに、専門的に考えると、ちょっと少し気がそこで緩んだかなという気はしますけれども、広く皆さんに問題意識を持っていただくには、とてもいい取り組みだったかなという気もします。こういう広報紙にしても研究発表会にしても、教職員から地域の方、保護者の方と、広く皆さんが一堂に会して、一つのことを考えていくという姿勢がすごく大事ななと思いましたので、専門的なことは本当に専門的にじっくりと取り組んでいただきたいなと思いました。

竹尾委員長 何か御意見はございますか。 よろしゅうございますか。ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 質問というか、この「西東京の教育」の件なんですが、学校選択制度で申し立て結果というのが書いてありますね。そうしますと、小学校では4名、それから中学ですと24名ですか、申し立てといたしますか、希望のところへ行かれなかったわけです。理由は定員オーバーなので、くじでということで、やむを得ないと思いますけど、これに関して、保護者と言ったらいいんでしょうか、何か言ってきたということはあるのでしょうか。

富田学務課長 一応、抽せんそのものに対して不服等はないんですが、私どもといたしまして、保留という形に一時いたしまして、要は、国公立等がある程度入ってきて、辞退があったときに繰り入れるという方法をとっているんです。だもので、少し期間を延ばしていることによって、特に中学校なんかだと、制服や何かの用意が事前に入ってくるということで、延ばすこと自体も、これはいかがなものかなという気はちょっとし始めているところは確かです。以上です。

竹尾委員長 制服なんかはすぐ何とかなるんじゃないのかなと思う。 そういうあんちよくを言ってはいけませんね。

富田学務課長 早目に申し込むと5%引きとかなんかがあるみたいなんですよ。そんなことも含めまして、いろんな御不満がそういう点では来ております。以上です。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。この機会ですから、どうぞ遠慮なく。 よろしゅうございますか。

私から感想を一つ。最近、学校で聞いたんですが、非常に保護者とか地域の方々为学校に関心を持って参加すると。これは事実だと思います。私が行っていてわかりますが、ただ、校長先生に聞くと、全く二極化が進んでいると。関心のある親と全く関心のない人たちと。それから、いじめのことで父母を呼んだら、あるお母さんがうちの子なんかは、それぐらいのことはどうってことないじゃないか、と言ったというような話がありまして、いじめの問題は程度の問題があるから、どこまでどうしていいかということは、いろいろ専門家の方がやるんだろうと思いますが。そんなことを感じて、最近、町を歩いて、小学生を持っている母親の言葉がものすごく悪いですね、しゃべっている言葉が。国語教育が大事なというのは、子どもじゃなくて、親の方もしなきゃいけないなと。あれでは子どもがいい方に育っていかないんじゃないかと思うんですね。ああののしられたり、母親に汚い言葉を浴びせられ

ている子どもは不幸だなと。これは私が何を言っても対策があるわけじゃないと思いますが、そんなことを最近教育の場で感じております。つまらないことを言って申しわけありません。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

それでは、日程第6 その他、を終了させていただきます。

竹尾委員長 日程第2 議案第2号 平成19年度西東京市立小・中学校の校長及び副校長人事の内申について、及び日程第5 報告事項(1)教員に関する処分について、は、先ほど諮りましたように、人事案件でございますので、会議規則第13条第1項の規定に基づきまして会議を秘密会とさせていただきます。秘密会といたしますので、恐れ入りますが、関係者以外は退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午 前 1 0 時 2 8 分 休 憩

午 前 1 1 時 1 6 分 再 開

竹尾委員長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして平成19年西東京市教育委員会第1回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 前 1 1 時 1 6 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員